

佐賀県告示第 187 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成 29 年 2 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 起業者の名称 吉野ヶ里町
- 2 事業の種類 吉野ヶ里町文化体育館建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 神埼郡吉野ヶ里町石動字西二本杉地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、神埼郡吉野ヶ里町石動字西二本杉地内における 12,815 平方メートルの土地を起業地とする、吉野ヶ里町文化体育館建設事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第 32 号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、起業者である吉野ヶ里町が、吉野ヶ里町文化体育館整備事業基本構想に基づき整備するものであり、所要経費についても財源措置が

講じられていることから、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

吉野ヶ里町は、平成 18 年 3 月 1 日、旧三田川町及び旧東脊振村の 2 町村の合併により誕生した新町であり、合併時における「三田川・東脊振村新町建設計画」及び合併後の「吉野ヶ里町総合計画・後期基本計画」には、高齢者をはじめ町民誰もが生涯を通じて生きがいを持って暮らせるよう、生涯学習・文化活動の拠点となる社会教育施設や生涯スポーツ・レクリエーションの活動拠点となる社会体育施設の整備を推進することが盛り込まれているところである。

しかしながら、吉野ヶ里町における生涯学習・文化活動を主として行う社会教育施設は、現在設備が老朽化しており面積も狭小なため、大規模なイベント等には対応できない状況である。

また、社会体育施設のうち社会人向けの一般的な体育施設もアリーナ面積が狭小なうえ老朽化が著しく、耐震診断においても耐震力不足が指摘される状況にある等、施設の整備が急がれている。

さらに、平成 23 年の東日本大震災及び平成 28 年の熊本地震以降、住民の防災意識が高まっているが、吉野ヶ里町には大規模災害時において、十分な耐震性を備え、多数の避難者を収容できるような避難拠点となる施設が整備されていない状況である。

本件事業は、このような状況に対処するために施行するもので、本件事業の施行により町民のスポーツ・健康づくり・芸術活動・文化活動の

拠点となる施設が整備されるとともに、大規模災害に備えた地域防災体制の充実が図られることが期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成 11 年佐賀県条例第 25 号）に基づく環境影響評価の対象外の事業であるが、当該起業地周辺部には佐賀県レッドリストに絶滅危惧 類種として掲載されている淡水魚が生息し、レッドデータブックさがに絶滅危惧 類種として掲載されている植物が生育している可能性があるとされていることから、起業者が任意調査を行った結果、当該起業地及びその周辺においては、それらの生息及び生育は確認されなかった。

また、当該起業地周辺には農業用水路や河川が存しているが、本件事業で整備する施設から生じる雑排水については公共下水道へ排水し、雨水のみ農業用水路に放流するよう計画されている。

これらのことから、当該起業地及びその周辺の環境への影響は、軽微なものと認められる。

なお、本件起業地内における埋蔵文化財については、「石動西二本杉遺跡」が文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されているが、吉野ヶ里町教育委員会から起業地に編入することに異議はない旨の回答を受けており、本件事業の施工中に新たな遺跡等が発見された場合は、遺跡の保護について十分に関係機関と協議し、速やかに調査を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認

められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業により整備される敷地面積は、必要とする設備の規模や利用形態を踏まえ計画されており、他候補地との比較においても適切なものと認められる。

本件起業地については、交通の利便性、土地利用に与える影響、事業費等を考慮した3つの候補地について、社会的観点及び経済的観点から総合的に検討した結果、交通の利便性、土地利用に与える影響等が最も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

吉野ヶ里町にある生涯学習・文化活動の拠点となる社会教育施設や生涯スポーツ・レクリエーションの活動拠点となる社会体育施設については、設備が老朽化しており、耐震診断においても耐震力不足が指摘されている状況にある等、施設の整備が急がれている。

また、平成23年の東日本大震災及び平成28年の熊本地震以降、住民の防災意識が高まっているが、吉野ヶ里町には大規模災害時において、十分な耐震性を備え、多数の避難者を収容できるような避難拠点となる施設が整備されていない状況である。

このような状況を踏まえれば、吉野ヶ里町文化体育館の建設は急務で

あり、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

吉野ヶ里町役場 東脊振庁舎 ダム事業推進課